

2019.9  
vol.111  
みなさんで  
回覧(掲示)  
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

# 協会けんぽみやざき

加入者・事業主の皆さんへ

## 協会けんぽ(全国)の平成30年度決算のお知らせ

収支差がプラスであるものの、協会けんぽの財政は引き続き楽観できない状況です。

平素より協会けんぽの取組にご理解いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成30年度の決算(医療分)がまとめましたのでお知らせいたします。

### 平成30年度決算はどういう内容ですか?

平成30年度は収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円となり、収支差はプラス5,948億円となりました。

収入は、前年度に比べ3,977億円の増加となりました。これは、保険料を負担する被保険者の数が2.7%増加し、被保険者の賃金が1.2%増加したからです。

一方、支出は前年度に比べ2,515億円の増加にとどまりました。これは、支出の6割を占める保険給付費について、診療報酬のマイナス改定(▲1.19%)によって、伸びが抑制されたことにより、前年度から1,899億円の増加にとどまつたことや、支出の4割を占める高齢者医療に係る拠出金等についても、一時的な要因によって横ばいとなったことが主な要因です。

### 収支差がプラスということは、協会けんぽの財政は良いのでしょうか?

30年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、収入については、近年保険料収入を増加させていた被保険者の人数の伸びが急激に鈍化していることなどに加え、支出(保険給付費や拠出金等)についても診療報酬のマイナス改定や制度改革の影響(退職者医療制度の廃止)等により一時的に増加が抑制されている側面があります。今後、団塊の世代が後期高齢者になることに伴い、拠出金が更に増加していくものと見込まれることも踏まえると、協会けんぽの財政は引き続き楽観を許さない状況です。

### 協会けんぽの平成30年度決算(医療分)

支出

収入

協会けんぽから医療機関  
に支払う費用

傷病手当金等のお支払い  
に要する費用

現金給付費  
(5.7%)

高齢者の皆さまの医療費  
の一部を現役世代が負担  
しています。  
その額は支出の約4割を  
占め、重い負担になっ  
ています。

健診・保健指導経費  
(1.2%)

協会事務経費  
(0.6%)

高齢者医療への  
拠出金等  
(35.9%)

その他の支出  
(0.8%)

支出  
約9.8兆円

収入  
約10.3兆円

被保険者・事業主の皆さんに  
納めていただいているもの

国からの補助金

平成30年度決算(医療分)

収入 10兆3,461億円 (+3,977億円)

支出 9兆7,513億円 (+2,515億円)

収支差 5,948億円 (+1,462億円)

準備金 2兆8,521億円 (+5,948億円)

\*カッコ内は対前年度比

\*端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

\*より詳しい決算の内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

# 協会けんぽ(全国)の平成30年度事業報告について

平成30年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介いたします。

※平成30年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧いただくか、協会けんぽ各支部へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※記載されている数値は、平成31年3月末時点のものです。

## » インセンティブ(報奨金)制度の本格導入

- 平成30年度より、「インセンティブ(報奨金)制度」を導入いたしました。この制度は協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、「健康保険料率」に反映させるものです。全ての事業主、加入者の皆様の健康への取組が医療費適正化に繋がっていきます。協会けんぽも全力でサポートしていきますので、共に取り組んで参りましょう。

## » 保健事業の推進

### コラボヘルスの推進

- 事業主とのコラボヘルスの一つとして、健康宣言事業を行っています。健康宣言事業とは、事業主自らが従業員の健康づくりに取り組むことを宣言し、事業主と協会けんぽが連携して、事業所の健康課題の解決や職場環境改善等、従業員の健康の維持増進を図る事業です。30年度末現在で、47支部31,033事業所が健康宣言しています。

### 特定健診・特定保健指導の推進

- 平成30年度の40歳以上の被保険者の**生活習慣病予防健診実施率**は50.9%と、前年度に比べ1.3ポイント増加し、着実に向上しています。また、被保険者に対する**特定保健指導実施率**は16.6%で、前年度に比べ2.9ポイント上回りました。
- 今後も事業主の皆さまや地方自治体との連携などを通じて、実施率向上に向けて取り組んでまいります。

## » 医療費適正化の取組

### ジェネリック医薬品の使用促進

- 平成30年度もジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担分の軽減見込額を加入者の皆さま(1回目:約371万人、2回目:約298万人)にお知らせし、1回目では全体の27.2%の方がジェネリック医薬品に変更されました。また、これは約175億円の医療費の軽減効果となっています(2回目の効果は集計中)。

### 債権の発生防止のための保険証の回収強化

- 退職等の理由により資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等にかかった場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただきます。
- こうした資格喪失後受診は債権発生の大きな要因であり、30年度の発生件数は155,599件、発生金額が約39億円で29年度よりそれぞれ4,926件、約3億円上回っています。
- このため、事業主の皆さまにおかれでは、資格喪失された方からの確実な保険証の回収をお願いします。

### 被扶養者資格の再確認

- 協会けんぽでは、毎年7月から8月にかけて、被扶養者資格の再確認業務を行っています。平成30年度は、この確認を通じて、約7.1万人の被扶養者の資格が解除となり、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約17.3億円削減**される見込みとなりました。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎

検索

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

音声案内でご案内します

案内①業務(給付、保険証、任意継続など)

案内②保健(健診、特定保健指導など)

案内③レセプト(レセプト、第三者行為(交通事故等))

案内④企画総務(保険料率、健康宣言など)

保険証を使用できるのは  
退職日までです!

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。  
保険証は扶養家族分も含めて必ず返却してください。

2019年度は2月を除く各月発行予定です。